

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

岡山市長 大森 雅夫

市町村名 (市町村コード)	岡山市北区 (331015)	
地域名 (地域内大字名)	北区中央第2地域 (一宮、尾上、辛川市場、西辛川、檜津、首部、今岡、一宮山崎、佐山、芳賀、大窪、松尾、長野、福谷、横尾、栢谷、菅野、高野、吉宗、田原、富吉、日応寺、三和、田益、富原、津高、横井上)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月11日 (第 1 回)	

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>1 地域全体について</p> <p>当地域は津高、一宮地域を範囲とし、岡山を代表する桃、ぶどうなど果樹を中心とした農業が行われている。桃・温室ぶどうの栽培は130年以上の歴史がある。清水白桃は、一宮地区の清水が発祥であるが、近年の気温上昇などで栽培が難しくなっている。マスカットオブアレキサンドリアのガラス温室での栽培は津高地域が発祥となっており、近年、JA岡山温室ぶどう部会が設立されるなど、ぶどうの栽培は変わらず盛んである。一方で、温室やビニールハウスの建替え費用の高騰などにより、経営が厳しくなっている状況がある。水稲については、大規模農家による農地の集積が進んでいる地区もある。当地域の農業従事者は高齢化が進んでおり、従事者数は年々減少している。そのため、担い手不足が深刻な問題になっている。さらに、新規就農者が持っていた就農前のイメージと就農後の実情に乖離が生じ、離農することなどが課題となっている。また、令和5年度に実施した地域農業の将来に関するアンケートでは有害鳥獣による被害がある、農地が点在しているため効率が悪いといった意見が散見された。</p> <p>2 一宮選果場果樹部会について</p> <p>令和6年度は西部地域の高松地域、足守地域も含めて、栽培面積約95ha、農家数313戸で桃の栽培を行っており県下屈指の産地を形成している。しかし近年は、高齢化や後継者不足が深刻となり、遊休農地の増加とともに栽培面積や生産量を維持していくうえで、多くの問題を抱えている。</p> <p>(1) 果樹の専作農家が多いが、単一の果樹経営の規模は小さく、経営主のリタイヤとともに営農を中止するケースが多く、部会員数の減少とともに生産量、出荷量が減少傾向にある。</p> <p>(2) 中核的な農家でも若い後継者のいない農家が多く、定年帰農が主体となっていることから、技術継承が困難な状況であるため、新規就農者の確保・育成及び受入態勢の強化が課題である。</p> <p>(3) 整備が不十分な急傾斜園地、園内道及び老朽化したかん水施設等の施設整備や園地の集積・集約化、鳥獣害対策も課題である。</p> <p>(4) 定期的に部会員の営農意向調査を行っているが、関係者間の情報共有が不十分である。</p>

(2) 地域における農業の将来の在り方

1 地域全体について

当地域で農業経営の基幹作物となっている「桃」「ぶどう」の農業振興を進め、新規就農者の受け入れ態勢の充実を図る。

ぶどうについては、主要品種の計画的な新改植により、栽培面積の維持・拡大を目指す。

水田農業の効率化・省力化を図り、高齢化による労力減少を改善するため、大型担い手農家の育成に努める。生産の効率化を高めるため、農地の集積を促進する。

2 一宮選果場果樹部会について

(1) 新規就農希望者体験研修事業及び就農促進トータルサポート事業により農作業や農村生活体験を提供し、就農希望者の受入につなげる。

(2) 営農意向調査を実施し、園地の流動化や改造に取り組む。

(3) 桃の市場性を高めるため、規格外品の出荷や加工品の開発を進める。

(4) 果樹栽培は永年性作物であること、高度な栽培技術を要することから、新規就農者の就農に向けて、技術習得、園地の確保が円滑に行われる体制の整備を進めていく。

(5) 鳥獣被害防止等のために必要な機械・施設の導入に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,297.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,273.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
認定農業者や認定新規就農者を中心とする団地面積の拡大、担い手への農地集積の推進を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
貸し手と借り手の間で農地の貸借意思の合致が見込まれる場合は、農地中間管理機構を通じて農地の貸借を行う。その際、担い手の経営意向を考慮し、段階的に集約化を進める。また、果樹の場合は、なるべく長期間の契約ができるように調整を行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
昭和末期から平成初期にかけて、津高地域の一部では場整備事業が行われた。また、一宮地域の芳賀でも小規模ほ場整備が行われてきた。条件が良くないほ場もあり、ほ場整備を進めることが望ましいが、受益者の費用負担などが生じるため、取り組みには検討が必要である。荒廃したぶどう温室等の農業用施設が点在しており、農地の集積・集約化が進まない要因となっている地区がある。
【一宮選果場果樹部会】生産効率の向上や園地の集積・集約化を図るため、園地の再整備や農道、園内道の設置、かん水施設の再整備等に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な経営体を募集し、その定着のために市等の行政機関やJAも連携した取り組みを行う。具体的には、県やJAの営農指導による栽培技術習得の支援、市や県による農業用機械導入等を目的とした補助金の活用、農業委員会等による農地貸借の支援などの活用を目指す。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るため、米について、JA(高松営農センター)に対し、乾燥・調製作業や、ラジコンヘリコプターを活用した防除作業の委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害防止対策に地域一体となって取り組みを進める必要がある。具体的には
- ・電気柵やワイヤーメッシュ柵などの農地への設置を進める
 - ・農地周辺の草刈りを徹底することで、有害鳥獣の隠れ場所をなくし、防護柵の設置効果を上げる
 - ・収穫しない農作物や生ごみなどを放置しないなどの対策を行う。
- ③スマート農業(自動草刈り機、高所作業車、スピードスプレーヤー、ラジコン動噴、ドローン)等の導入により、農作業の効率化・労力削減を図る。

農業上の利用が行われる農用地等の区域



出典：国土地理院ウェブサイト
※国土地理院データを基に岡山市が作成